

平成 30 年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」  
～概要～

I. ポイント

《公益法人の概況》

- 公益法人数は 9,561 法人（前年比+68、平成 30 年 12 月 1 日現在。）となった。（2 頁「法人数」）
- 公益法人の解散は 23 法人、公益認定の取消しは 7 法人、合併は 10 法人である。（2 頁「法人の解散・公益認定の取消し・合併件数」）
- 公益目的事業費用額は 4,674,806 百万円となり、前年より 94,258 百万円増加している。（7 頁「公益目的事業費用額」）

《公益認定等委員会の活動報告》

- 現行の公益法人制度は、公益法人による自己規律の発揮と適正な事業実施を期待し、これを前提としつつ、公益法人の事業の適正な運営を確保するため、合議制の機関（内閣府においては公益認定等委員会）が、法律に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている。（7 頁「公益認定等委員会の活動報告」）
- 新たな制度となり 10 年が経過し、合議制の機関の活動の中で、監督に係る業務が重要度を増してきている。
- 公益法人制度に対する信頼確保のため、公益法人に対しては、今後とも、自己規律の発揮と適正な事業実施を求めるとともに、問題のある法人に対しては迅速かつ適正に対処していく必要がある。

## Ⅱ. 主な内容

### 第1部 公益法人の概況

#### 1. 法人数

平成30年12月1日の公益法人は9,561法人（前年比+68）である。

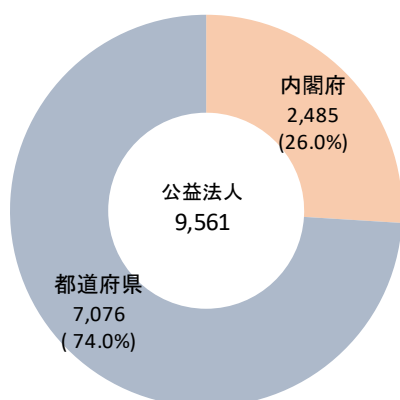
公益法人数の変動は、公益認定又は移行認定により増加し、法人の解散、公益認定の取消し及び合併に伴う減少がある。

（注）公益認定：一般法人で公益認定を受けたもの。

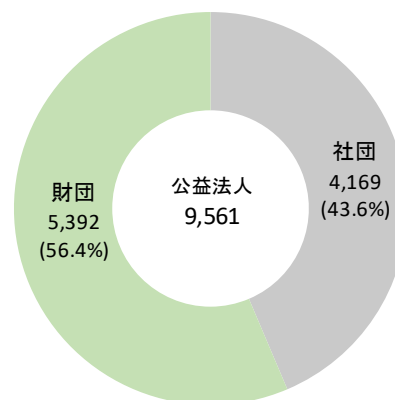
移行認定：特例民法法人（旧民法に基づく公益法人）で公益認定を受けたもの。

（時系列表は末尾資料参照）

認定行政庁別



社団・財団別



#### 法人の解散・公益認定の取消し・合併件数（減少事由別）

	解散		取消し		合併		計	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
平成29年度	9	14	3	4	5	5	17	23

（注）表中の「年度」は、12月1日から翌年11月30日までを指す。（時系列表は末尾資料参照）

## 2. 社員・役職員等

### (1) 社員（公益社団法人）

社員は、社員総会に参加して議決権を行使する。社員総会は、定款変更、役員を選解任等を行う権限を有する公益社団法人の最高議決機関である。

#### 社員数規模別の公益社団法人数とその割合

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	2～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	808	845,401	1,046	148	313	295	72	101	27
都道府県	3,361	2,576,169	766	265	941	1,309	506	539	66
合計	4,169 (100.0%)	3,421,570	821	240	1,254 (30.1%)	1,604 (38.5%)	578 (13.9%)	640 (15.4%)	93 (2.2%)
前年合計	4,152 (100.0%)	3,399,418	819	243	1,238 (29.8%)	1,610 (38.8%)	568 (13.7%)	644 (15.5%)	92 (2.2%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

### (2) 評議員（公益財団法人）

公益財団法人には、3名以上の評議員を置くことが義務付けられている。評議員によって構成される評議員会は、定款変更、役員を選解任の権限を有する公益財団法人の最高議決機関である。

#### 評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

	法人数	評議員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	1,677	18,167	10.8	9	921	623	87	12	11	23
都道府県	3,715	36,983	10.0	8	2,394	1,099	118	37	25	42
合計	5,392 (100.0%)	55,150	10.2	8	3,315 (61.5%)	1,722 (31.9%)	205 (3.8%)	49 (0.9%)	36 (0.7%)	65 (1.2%)
前年合計	5,341 (100.0%)	55,498	10.4	8	3,212 (60.1%)	1,763 (33.0%)	214 (4.0%)	49 (0.9%)	35 (0.7%)	68 (1.3%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

### (3) 理事

理事は、公益法人の役員である。全理事で構成する理事会は、公益法人においては必置であり、法人の業務執行を決定し、理事の中から代表理事や業務執行理事を選定する権限と責任を有し、各理事の職務執行を監督する責任をもつ。

#### 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）とその割合

		法人数	理事数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	社団	808	15,191	18.8	18	122	352	254	51	12	17
	財団	1,677	16,147	9.6	8	1,014	573	70	17	1	2
	計	2,485	31,338	12.6	10	1,136	925	324	68	13	19
都道府県	社団	3,361	65,639	19.5	15	455	1,956	456	171	103	220
	財団	3,715	34,460	9.3	8	2,431	1,108	132	36	4	4
	計	7,076	100,099	14.1	11	2,886	3,064	588	207	107	224
合計	社団	4,169 (100.0%)	80,830	19.4	15	577 (13.8%)	2,308 (55.4%)	710 (17.0%)	222 (5.3%)	115 (2.8%)	237 (5.7%)
	財団	5,392 (100.0%)	50,607	9.4	8	3,445 (63.9%)	1,681 (31.2%)	202 (3.7%)	53 (1.0%)	5 (0.1%)	6 (0.1%)
	計	9,561 (100.0%)	131,437	13.7	10	4,022 (42.1%)	3,989 (41.7%)	912 (9.5%)	275 (2.9%)	120 (1.3%)	243 (2.5%)
前年合計		9,493 (100.0%)	131,589	13.9	11	3,959 (41.7%)	3,980 (41.9%)	921 (9.7%)	259 (2.7%)	129 (1.4%)	245 (2.6%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

### (4) 監事

公益法人には監事を置くこととされ、計算書類等の監査及び理事の職務執行の監査を行う。一定の場合には、法人の利益を守るための行動をとることが求められるなど、監事は法人の重要な機関である。

#### 常勤・非常勤別の監事数

	法人数		監事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
		常勤監事がある法人数			
内閣府	2,485	32 (1.3%)	5,000	34	4,966
都道府県	7,076	41 (0.6%)	14,854	48	14,806
合計	9,561	73 (0.8%)	19,854 (100.0%)	82 (0.4%)	19,772 (99.6%)
前年合計	9,493	74 (0.8%)	19,778 (100.0%)	86 (0.4%)	19,692 (99.6%)

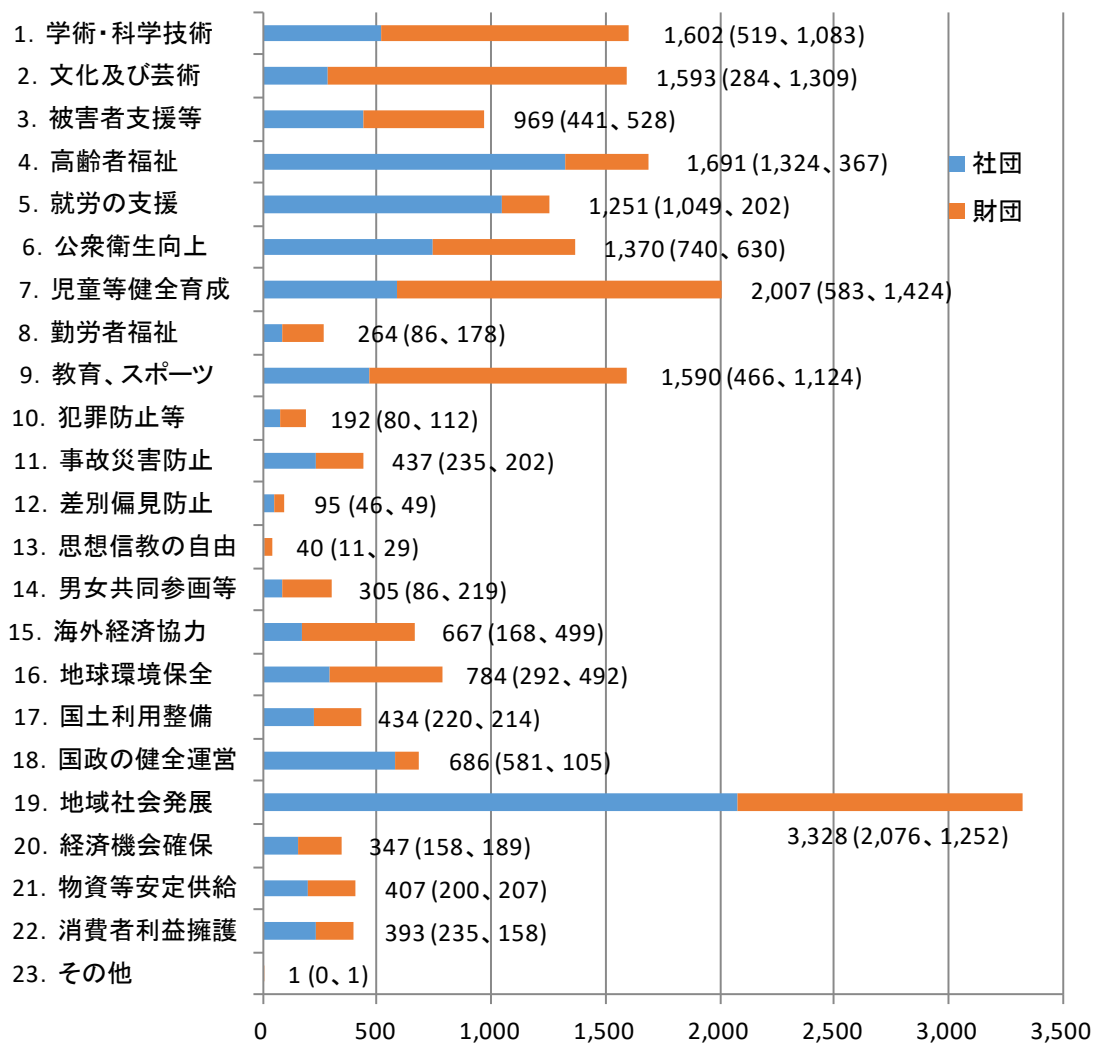
(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週3日以上出勤する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

### 3. 公益目的事業の事業目的

公益目的事業を事業目的別に見ると、多い順に「19. 地域社会発展」34.8%、「7. 児童等健全育成」21.0%、「4. 高齢者福祉」17.7%となっている。

公益目的事業の事業目的別（23事業）の法人数

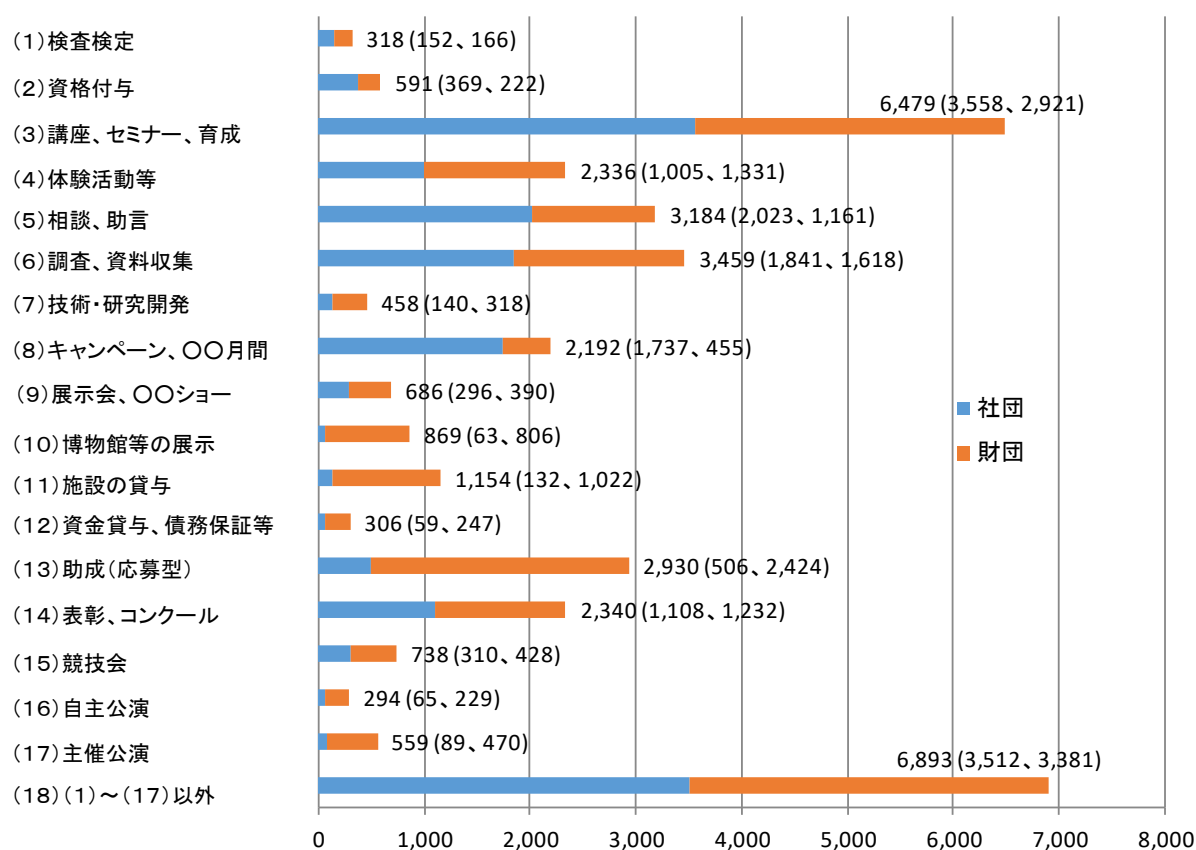


(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。  
 2 複数事業を行う法人及び複合目的の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

#### 4. 公益目的事業の事業類型

公益目的事業を事業類型別に見ると、多い順に「(3) 講座、セミナー、育成」67.8%、「(6) 調査、資料収集」36.2%、「(5) 相談、助言」33.3%となっている。

公益目的事業の事業類型別（18 類型）の法人数



(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合形態の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

## 5. 公益目的事業費用額

公益目的事業を費用規模別に見ると、「1千万円以上5千万円未満」と「1億円以上5億円未満」の法人が多い。

### 公益目的事業費用額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	801	609,203	761	79	71	227	146	257	50	50
	財団	1,643	1,293,357	787	82	186	442	270	467	118	160
	計	2,444	1,902,560	778	82	257	669	416	724	168	210
都道府県	社団	3,336	810,019	243	72	518	958	396	1,123	211	130
	財団	3,677	1,962,228	534	62	710	1,010	396	841	298	422
	計	7,013	2,772,246	395	66	1,228	1,968	792	1,964	509	552
合計	社団	4,137 (100.0%)	1,419,222	343	75	589 (14.2%)	1,185 (28.6%)	542 (13.1%)	1,380 (33.4%)	261 (6.3%)	180 (4.4%)
	財団	5,320 (100.0%)	3,255,585	612	69	896 (16.8%)	1,452 (27.3%)	666 (12.5%)	1,308 (24.6%)	416 (7.8%)	582 (10.9%)
	計	9,457 (100.0%)	4,674,806	494	71	1,485 (15.7%)	2,637 (27.9%)	1,208 (12.8%)	2,688 (28.4%)	677 (7.2%)	762 (8.1%)
前年合計		9,430 (100.0%)	4,580,548	486	73	1,459 (15.5%)	2,657 (28.2%)	1,161 (12.3%)	2,694 (28.6%)	691 (7.3%)	768 (8.1%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成30年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。(時系列表は末尾資料参照)

## 第2部 公益認定等委員会の活動報告

公益法人制度においては、行政庁が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、法人の公益性を認定することとされている。一般法人の公益認定、特例民法法人の移行認定・移行認可、公益法人の変更認定、一般法人の公益目的支出計画の変更認可、合併による地位の承継の認可等の申請に対し行政庁が処分をしようとする場合には、原則として、合議制の機関(行政庁が内閣総理大臣の場合は、公益認定等委員会)に諮問しなければならないとされている。

また、合議制の機関は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、公益認定の取消し等の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる。

### 申請件数

	公益認定		移行認定		計	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
平成30年度	50	55	0	0	50	55

(注) 表中の「年度」は、4月1日から翌年3月31日までを指す。(時系列表は末尾資料参照)

## 答申件数

	公益認定		移行認定		計	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
平成30年度	42	54	0	0	42	54

(注) 表中の「年度」は、4月1日から翌年3月31日までを指す。(時系列表は末尾資料参照)

## 立入検査の実施件数

	内閣府	都道府県	計
平成30年度	670	2,179	2,849

(注) 表中の「年度」は、4月1日から翌年3月31日までを指す。(時系列表は末尾資料参照)

## 報告徴収の件数

	内閣府	都道府県	計
平成30年度	24	67	91

(注) 表中の「年度」は、4月1日から翌年3月31日までを指す。(時系列表は末尾資料参照)

## 行政庁に対する勧告件数（平成30年度）

勧告の内容	内閣府	都道府県	計
勧告	0	0	0
命令	0	0	0
公益認定の取消し	0	0	0

(注) 1 表中の「年度」は、4月1日から翌年3月31日までを指す。(時系列表は末尾資料参照)

2 合議制の機関は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第28条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる（認定法 §46 I、§54）。



## 資料

### 各年12月1日現在の公益法人数

		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年
内閣府	社団	719	773	787	797	799	808
	財団	1,488	1,561	1,585	1,613	1,641	1,677
	計	2,207	2,334	2,372	2,410	2,440	2,485
都道府県	社団	3,091	3,316	3,339	3,353	3,353	3,361
	財団	3,330	3,650	3,686	3,695	3,700	3,715
	計	6,421	6,966	7,025	7,048	7,053	7,076
合計	社団	3,810	4,089	4,126	4,150	4,152	4,169
	財団	4,818	5,211	5,271	5,308	5,341	5,392
	計	8,628	9,300	9,397	9,458	9,493	9,561

### 法人の解散・公益認定の取消し・合併件数（減少事由別）

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
解散	内閣府	1	4	3	3	9	9
	都道府県	1	4	8	4	10	14
取消し	内閣府	0	1	0	3	3	3
	都道府県	0	0	2	4	2	4
合併	内閣府	2	3	8	1	2	5
	都道府県	1	10	3	6	4	5
合計	内閣府	3	8	11	7	14	17
	都道府県	2	14	13	14	16	23

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

### 公益目的事業費用額

(単位:百万円)

		平成28年	29年	30年
内閣府	社団	540,027	577,867	609,203
	財団	1,108,701	1,204,909	1,293,357
	計	1,648,728	1,782,776	1,902,560
都道府県	社団	793,903	840,782	810,019
	財団	1,954,538	1,956,990	1,962,228
	計	2,748,441	2,797,772	2,772,246
合計	社団	1,333,930	1,418,649	1,419,222
	財団	3,063,239	3,161,899	3,255,585
	計	4,397,169	4,580,548	4,674,806

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成30年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

## 申請件数

		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
公益認定	内閣府	41	42	60	61	72	50
	都道府県	57	48	39	33	50	55
移行認定	内閣府	97	0	0	0	0	0
	都道府県	440	0	0	0	0	0
合計	内閣府	138	42	60	61	72	50
	都道府県	497	48	39	33	50	55

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

## 答申件数

		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
公益認定	内閣府	40	39	44	46	59	42
	都道府県	60	49	38	34	34	54
移行認定	内閣府	126	6	3	0	0	0
	都道府県	629	33	2	2	0	0
合計	内閣府	166	45	47	46	59	42
	都道府県	689	82	40	36	34	54

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

## 立入検査の実施件数

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
内閣府	151	553	764	633	697	670
都道府県	1,463	2,416	2,267	2,282	2,318	2,179
合計	1,614	2,969	3,031	2,915	3,015	2,849

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

## 報告徴収の件数

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
内閣府	27	39	24	14	24	24
都道府県	107	70	91	112	70	67
合計	134	109	115	126	94	91

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

## 行政庁に対する勧告件数

	勧告の内容	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
内閣府	勧告	3	2	1	3	0	0
	命令	0	0	0	0	0	0
	公益認定の取消し	0	0	2	0	0	0
都道府県	勧告	0	1	1	2	0	0
	命令	0	0	0	0	0	0
	公益認定の取消し	0	0	1	0	0	0
合計	勧告	3	3	2	5	0	0
	命令	0	0	0	0	0	0
	公益認定の取消し	0	0	3	0	0	0

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。